

ふれあい収集について



詳しくはこちら

1 ふれあい収集とは・・・

ごみ出しを自力で行うことが困難な、一人暮らし等の高齢者や障害のある方（一定の要件がございます。）を対象に週に1回、家庭ごみ（粗大ごみ、引っ越しごみは除く。）の戸別収集*を実施しています。

また、併せて、ご希望に応じて安否確認も行っています。

※ごみを地域のごみステーションに出すのではなく、各家庭の玄関先等に出していただき、一軒ずつ収集していく方法

要 件 一 覧		
① 介護保険法の要支援、または要介護の認定を受けている方		ア ひとり暮らしの方 イ ①から④に該当する方のみで構成される世帯 ウ ア及びイに準ずる方又は世帯
② 身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、右欄に該当する方	障害部位	障害等級
	視覚障害	1、2
	上肢障害	1、2
	下肢障害	1、2、3
	体幹障害	1、2、3
	上肢機能障害	1、2
	移動機能障害	1、2、3
③ 療育手帳の交付を受けている方のうち、右欄に該当する方	障害等級：④、A	
④ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、右欄に該当する方	障害等級：1級	

①から④のいずれかに該当される方で

地域のごみステーション収集用ボックス・ごみ散乱防止用ネット購入補助制度について



詳しくはこちら

ごみの適正な排出と環境の保全を図ることを目的に、地域のごみステーション収集用ボックス・ごみ散乱防止用ネット購入費用の一部を補助しています。

1 何が対象になるの？

収集用ボックス本体、ごみ散乱防止用ネットの購入費用の補助対象経費が対象となります。（自作の場合は本体材料費のみ）

区 分	補 助 率	上 限 額
収集用ボックス	1／2以内	20万円
ごみ散乱防止用ネット	2／3以内	5万円

詳細につきましては、ホームページをご覧ください。廃棄物対策課へお問い合わせください。

2 どこで申請したらいいの？

購入する前に市役所廃棄物対策課窓口へ申請書等をご提出ください。